



とうりようけいかく しょうがいじしえんりようけいかく

「サービス等利用計画・障害児支援利用計画」

さくせい

の作成について

● 「サービス等利用計画・障害児支援利用計画」とは？

しょうがいしゃ（児）の自立した生活を送るために、サービス等利用計画を作成することによって、しょうがいしゃ（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントの手法を用いて、きめ細かく継続的に支援していくものです。

● 「サービス等利用計画・障害児支援利用計画」を活用する利点は？

* 介助者が介助できない際の対応や、将来を見据えた計画を作成することができます。

* 相談支援事業者の相談支援専門員から、区内に複数あるサービスから適切なサービスの組み合わせや選択肢拡大の提案を受けることができます。

* 本人同意のもと、サービス等利用計画を関係者に提示し、関係者が情報を共有することにより、一体的な支援を受けることができます。

* 本人の望む生活を尊重し、本人のニーズに基づく計画を作成することにより、本人中心の支援を受けることができます。

● 個別支援計画とサービス等利用計画の違いは？

個別支援計画とは、サービス提供事業者（施設やヘルパー派遣事業者など）が作成する計画です。サービス等利用計画の方針をふまえ、サービス提供事業者での支援方針をまとめた計画です。

● 誰が計画を作るの？

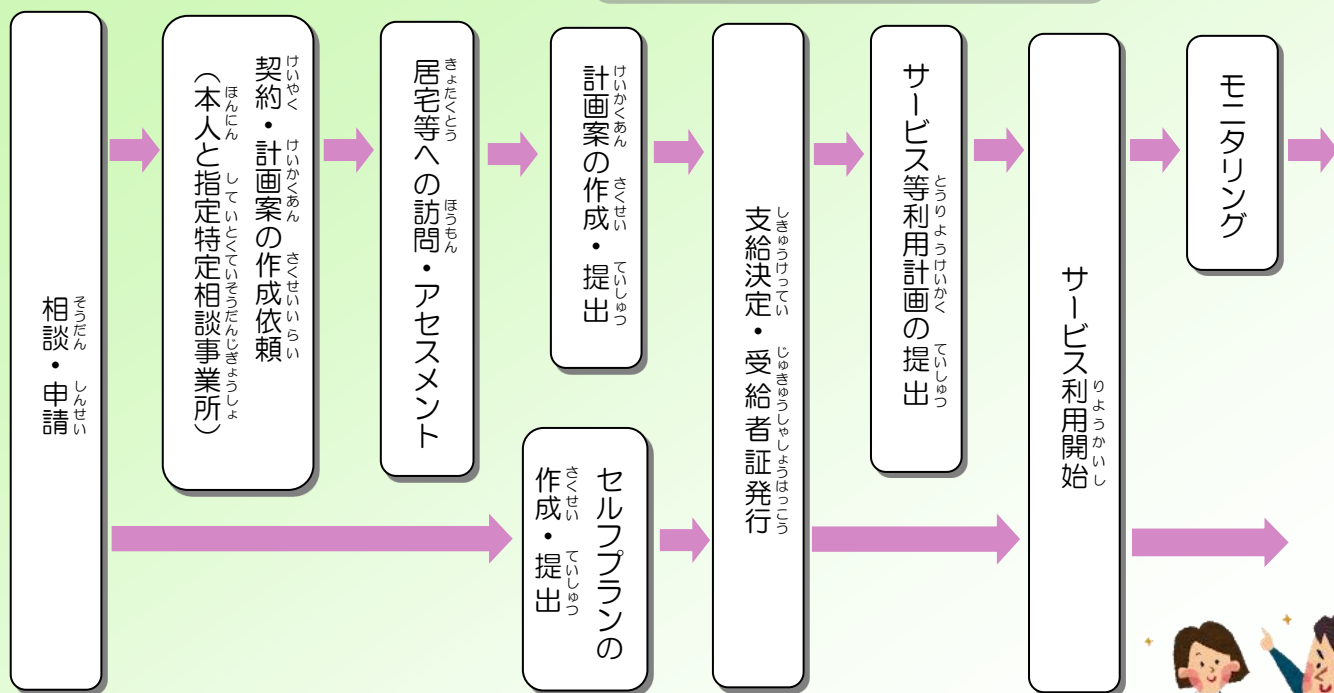
区の指定を受けた「指定特定相談支援事業者」「指定障害児相談支援事業者」が作成します。相談支援事業者に代わり、本人や家族等が作成し、事業所との調整等を全て行うセルフプランもあります。

● 計画作成にかかる費用は？

計画作成にあたり、本人が負担する費用はありません。区が計画を作成した事業者に報酬を支払います。セルフプランの場合には、報酬は支払われません。

● 計画相談支援の流れは？

必要に応じて、「サービス担当者会議」を開催します



※モニタリングとはサービスの利用状況について定期的に確認をすることです。



● 問い合わせ

障がいサービス課

板橋地域支援係

電話 03-3579-2460

赤塚地域支援係

電話 03-3938-5118

志村地域支援係

電話 03-3968-2337

障がい児支援係

電話 03-3579-2148

(18歳未満)

令和6年4月作成